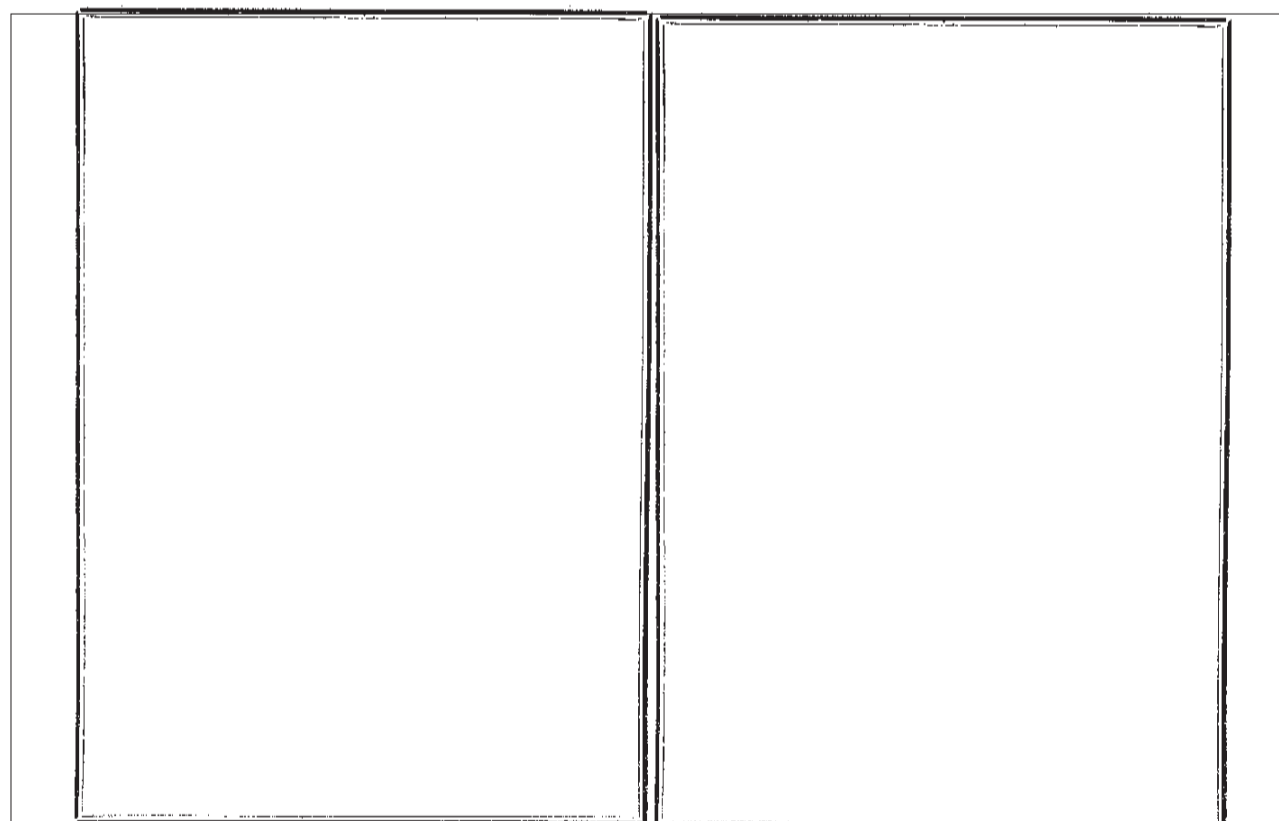
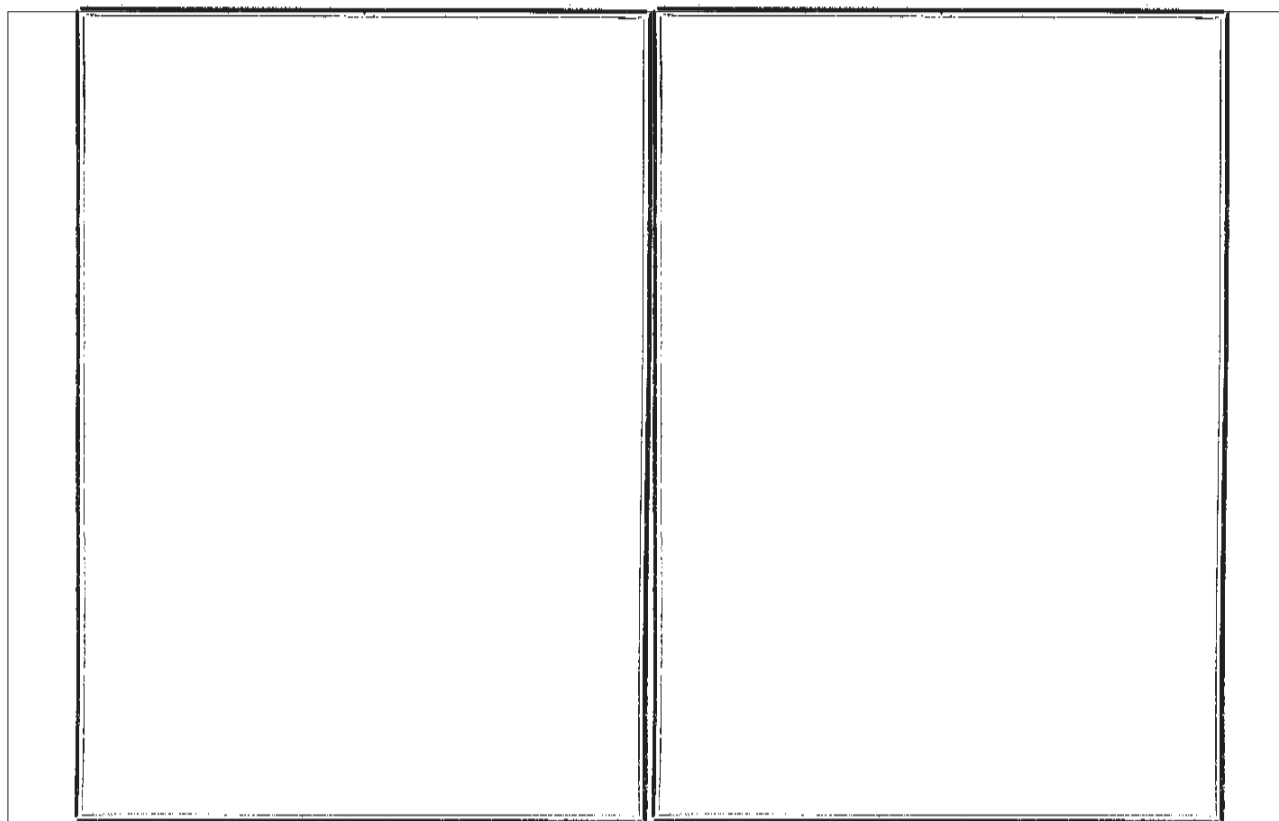


議事速記錄第八一號

昭和十五年第五十三次居留民會
臨時會議事速記錄

天津居留民團



議事速記目錄

(1)

- 一、參事會專決事項報告……………三頁
- 二、天津居留民團立學校教職員旅費支給條例案……………六頁
- 三、復興資金特別會計條例中改正ノ件……………二頁
- 四、西宮島街道敷地、同附屬地及地上建物買收ノ件並ニ同地上建物賣却ノ件……………三頁
- 五、新興路上所在土地讓渡ノ件……………七頁
- 六、昭和十四年度居留民團歲入出追加更正豫算案……………一八頁
- 七、昭和十四年度退職給與基金特別會計歲入出追加更正豫算案……………一九頁
- 八、昭和十四年度電氣事業特別會計歲入出追加更正豫算案……………一九頁
- 九、昭和十四年度水道事業特別會計歲入出追加更正豫算案……………一九頁
- 一〇、昭和十四年度天津日本公立病院經營費特別會計歲入出追加更正豫算案……………一九頁
- 一一、昭和十四年度團營住宅特別會計歲入出追加更正豫算案……………一九頁
- 一二、昭和十四年度復興資金特別會計歲入出追加更正豫算案……………一九頁
- 一三、昭和十四年度水災復興資金特別會計歲入出追加更正豫算案……………一九頁

(2)

- 一四、昭和十四年度水害費特別會計歲入出追加更正豫算案……………一九頁
- 一五、昭和十四年度水害復舊費特別會計歲入出追加更正豫算案……………一九頁
- 一六、昭和十四年度業務復興資金特別會計歲入出追加更正豫算案……………四九頁

附 錄……………五一頁

要 錄……………六三頁

第五十三次居留民會臨時會議事速記目錄

(3)

昭和十五年二月二十六日(月曜日)
於 天津日本高等女學校講堂

一、參事會專決事項報告

議 事 日 程

- 第一、天津居留民團立學校教職員旅費支給條例案
- 第二、復興資金特別會計條例中改正ノ件
- 第三、西宮島街道敷地並ニ同附屬地買收ノ件
- 第四、新興路上所在土地讓渡ノ件
- 第五、昭和十四年度居留民團歲入出追加更正豫算案
- 第六、昭和十四年度退職給與基金特別會計歲入出追加更正豫算案
- 第七、昭和十四年度電氣事業特別會計歲入出追加更正豫算案
- 第八、昭和十四年度水道事業特別會計歲入出追加更正豫算案
- 第九、昭和十四年度天津日本公立病院經營費特別會計歲入出追加更正豫算案

(4)

- 第十、昭和十四年度團營住宅特別會計歲入出追加更正豫算案
- 第十一、昭和十四年度復興資金特別會計歲入出追加更正豫算案
- 第十二、昭和十四年度水災復興資金特別會計歲入出追加更正豫算案
- 第十三、昭和十四年度水害費特別會計歲入出追加更正豫算案
- 第十四、昭和十四年度業務復興資金特別會計歲入出追加更正豫算案
- 第十五、昭和十四年度水災復興資金特別會計歲入出追加更正豫算案

出席議員 (二十六名)

橫山金吾	渡部英一	早瀬精一	山尾市二郎
矢彦澤平司	五十嵐重吉	山田榮治	菊地新一
金山作次郎	河合一雄	清水一太郎	永瀨三吾
森川照太	後藤祿郎	東良治	池原義見
金一煥	龜澤春朝	志村正三	古田治四郎
上田茂	鹽谷信治	野崎誠近	岡本久雄
勝田重直	大内專		

出席吏員

白井民團長 宮家助役 上原會計主任

以下吏員二十四名

午後七時四十八分開會

○議長(矢彦澤平司君) それでは、今から第五十三次居留民會臨時會を開會致します。只今の議員出席數二十三名であります。それから恒例に依りまして總領事からの召集の辭があります。

○武藤總領事(拍手) 本夕第五十三回臨時民會を召集されましたに就きまして議員各位夫々重要な任務、業務に御從事御繁忙の折柄能く此の民團行政の重要性を認識されまして多數御出席を見ました事は私の衷心欣快するところであります。本日日程は相當多數に上つて居りまして孰れも此の居留民社會の向上に顧慮の爲の重要案件であります。さうか和衷協同能く慎重審議を盡されん事を希望する次第であります。一言召集の辭に代へる次第であります(拍手)

○議長(矢彦澤平司君) 本日の議事録署名者に就きまして御當局の方から金一煥君、東良治君此の二名御指名がありましたからさうさよろしくお願ひ致します。金一煥君、東良治君です。次に議事日程に進入の前に民團長の方から居留民會に代りて參事會が決議した報告事項がありますからお聽き取り願ひます。

○參事會專決事項報告

○民團長(白井忠三君) 登壇 御報告申し上げます。豫て昨年の水害前に開くことになつて居りました民會に提案致すことになつて居りました山海關の臨海學校敷地を擴張の爲め買取致しますことになつて居りました分が水害の爲に其の民會がお流れになりました。其の儘色々の關係でお話し

(6)

が中絶致して居りました所が、極めて最近になりまして、もう彼の土地は要らないのか、要るならば茲一週間に非取引を済まして呉れさいふ要求を受けまして、度々前にさういつた掛引を申しますか色々な事情がありましたけれども共段々調べて見ます。それ程切迫して居らなかつたさいふことが過去に於てありましたので、色々調べて過して居りました所が、事實今度は民團で買はなければ北支交通會社の方で買取ることに九分九厘まで話が進んで居ることを發見致しまして、一度華北交通の手に這入るならば再び民團で買取ることは困難でありまして、非常に當惑致しまして監督官の御指示を仰ぎました結果、參事會に於て民會に代つて決議を求めたに依つて處置したら宜しからうさいふことになりまして參事會の御協賛を得て買取ることに致しました。その豫算關係は今晩の追加更正豫算の中に其の數字を示されて居ります。斯ふ云つたことで此の件を專決的に民會に代つて參事會の御處置をお願ひした次第であります。昨年水害前後から餘り參事會が民會に代つて決議した事項の多いことは甚だ遺憾に考へて居ります。事情にむを得ない場合は法規の命する所に従つて致すのであります。無論これは極めて特別な處置でありまして、時日の許す限り當然臨時民會を召集願ひましてそれをお諮りする次第であります。何れも已むを得ざる事情の爲に斯ふいふ處置を致しましたことを御了承願ひ度いと思ひます御報告申し上げます。

○議案第一天津居留民團立學校教職員旅費支給條例案

(7)

○議長(矢彦澤平司君) それでは直ちに議事日程に進入ります。第一號議案天津居留民團立學校教職員旅費支給條例案、之を議題に上せま。提案者より御説明願ひます。

○民團長(白井忠三君) 本案は先般民團吏員の旅費規程の改正と共に當然學校教職員諸君の旅費規程の改正を必要と致しまして民團側の旅費規程の訂合ひを取りました。同様な建前の旅費支給條例であります。學校教職員の方に對しましては法規上民會の御協賛を経なければ決定が出来ないことになつて居りますので茲に提出致した次第であります。内容に就きまして細かい點は御質問に依つてお答へ致します。御質問ございませんか。

○早瀬精一君 此の旅費規程は何を参考に、何處の規程に據られたのでありますか。

○民團長(白井忠三君) 別に何處も云つて九折きを持つて来たところはありません。上海或は各地の民團の旅費規程を參照致しました。そして現在の物價を標準にした民團吏員の旅費規程を作りまして、それと同様の標準を學校の校長職員に當嵌めまして決めた次第であります。

○早瀬精一君 學校教職員の旅費に民團職員各位の旅費の訂合ひを取られて居るさいふお言葉であります。民團の何の程度のものか學校教職員各位の程度に當嵌つて居るか御説明願ひます。

○民團長(白井忠三君) 大體中等學校長さいふのは民團の方で申します。主事、技師、各部長、以上と同格になつて居ります。それから小學校校長同じく心得、兼任教諭さいふのは民團の方の主事

(8)

補技師補、課長心得、月俸二百圓以上の囑託の訂合ひを同じにして居ります。判任教諭、訓導及び中等學校書記は民團の方の書記、技師、月俸百五十圓以上の囑託の訂合ひを取つて居ります。保姆囑託代用教員これは民團の方の雇員と同様に居ります。

○早瀬精一君 その點は分りましたが、此の第三項にありますが判任教諭即ち中等學校の教員、小學校の訓導と同一にするのは、いかなるものかと思ひますが、その點多少何處かに色を附けて中等教員の面子を立てるさいふ考へはありませんか。

○民團長(白井忠三君) 判任待遇論から差支へないと思ひます。成る程中等學校の先生ではあります。待遇が判任でありますから小學校の訓導と同格で宜しいのぢやないかと思ひます。

○早瀬精一君 同等と申されますけれども何方か申します。中等學校の先生の方が學校に行かれた通過檢定試験を受けられ努力して資格を得られて中等學校の先生になられるのであつて、小學校の先生は師範學校の四年乃至五年出て来た方がその儘訓導になられるのであるから、それを同等に扱ふことは中學校、商業學校、女學校の判任教諭として所謂「面子」を保つて行く上に於て其處に或は日常さか宿泊料の上に壹圓さか貳圓でも其處に差を附けて所謂優越なる立場さいふ様な取扱ひをした方が先生の氣持の上に及ばず影響は非常なものぢやないかと思ひます。此點特に御考慮願ひ度いと思ひます。

○議長(矢彦澤平司君) その外御質問ございませんか。

(9)

○志村三君 只今早瀬君から御意見が出ましたが、旅費その他日常の支給案を見ますと、事實は陸軍に居りまして委任官の待遇を受けて居つたのですが斯ういふ様な場合には委任官は二等の旅費を支給されて事実は一等に乗つて居つたのでありますが、左様な場合は旅行といふことになりまして色んな旅費が多いのですから仲々豫算通りに總へての事情を運ぶといふことになりませんので斯ういふ様な旅費といふことになりまして自分にはそれ／＼自分の故郷で居るころのまあ過去に於ける乗れたころの教へ子の位置とかいふものを、多少なりとも矢張り旅行する場合に一等に乗らなければならぬ場合が起らんといふことを考へ、斯ういふ様な旅費といふ問題に就きましても實際規定されて居る所に事柄を貫つて居るからこいつでも一等に乗る事柄が多いのぢやないかと思ひます、それは取りも直さず規定からいへば甚だ不合理であります、實際問題からいへば當然のことでありまして思はざる費用があるのであります、斯ういふ風な考へからいまして中等学校の教員にこれは委任、委任といふのがございしますが、此の點は矢張り中等学校の教諭といふ建前から其處に矢張り差別は矢張り附けない方が宜しいのぢやないか、斯ういふ様に私も考へます、私の意見を申述べた次第であります

○民團長(白井忠三君) 御覽の通り大體四階級に分けて居ります、が今の御兩君の御説に従へばもう一つ階級を設け五つにしなければ、委任教諭、委任教諭同格同等に参りませんので、要するに委任教諭、小學校訓導若しくは中等学校の書記を區分していふことになりませんが、事實委任待遇の教諭といふものは實際問題に致しまして、色々の人が居るでありませうが、學校が中學校、小學校と違ふだけで資格は殆んど同じ人を充てて居る場合が多いと思ひます、これは強いて其處に等差を付けて、委任教諭を委任待遇と同じにする譯には行きませんが、三番目に委任教諭の見出しで二階級附けるか附けないかといふことになりませんが、實際問題としてこれで差支へない様に思ひます

○古田治四郎君 茲に小學校長心得といふのがありますが、小學校長は必ずしも委任官ばかりではないと思ひます、そこで今御兩君の御説のそれでありますが、委任教諭、訓導が若しも小學校長心得の場合に待遇の給與を受ける訓導は委任教諭が二等旅費規定を受けるならば小學校長心得は委任教諭の方に行く可きぢやないかと思ふのであります、今の御説の様に、心得は必ずしも委任官ばかりではないのであります、純然たる委任教諭が委任待遇でありますならば、心得なるが故に委任待遇を受けるといふのは其處に差が起きやしないか、疑義があります、心得も委任教諭の方になるのが至當ぢやないかと思ひます、

(「進行」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) その他御質問ございせんか

○早瀬精一君 只今の所天津の小學校の各校長に委任待遇の心得は無いと思ひますが、委任待遇委任教諭を一緒にして頂くか或は委任教諭に日常の點に多少色を附けるといふ御面倒せうかがそ

(10)

の點考慮して頂きたいと思ひますその點如何でせうか

○池原義見君 此の旅費の實際の金額を考へてみますと大體分け方に二つあるんぢやないかと思ひます、その一案は茲に提出されて居る大體資格に依る分け方、今一つは實際個人々々の資格、給額に應じたものを運ぶ、同じ小學校の先生に中學校の先生の資格にしても、學校を出て来て中等學校の先生になつたばかりの人と或は小學校の首席訓導をして居る人と果して旅費の差別を附け得られるか否うか、中等學校の教諭に矢張り餘計旅費をやらなければならぬといふことは無いと思ひます、今御質問の様に分けるならば、もつと細かに資格給額に依つて分けなければ合理的でないと思ひます、大體民間で提出されているのは大體把な資格に依つて分けられて居ると思つて先づ此の位の所が妥當ではないかと思ひます、御説の様に分けるならば給額に依つてもつと細かに分けなければ徹底しないと思ひます、一言意見を申述べます、

○議長(矢彦澤平司君) その他御質問ございせんか、問題の所は比較的簡單ですから讀會者略して決定致したいと思ひます、

(「賛成」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) 多數御賛成の様ですから本案に對して御異議ございせんか

(「なし」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) 御異議なきものと認め本案は可決確定致しました

(11)

○議長第二復興資金特別會計條例中改正の件

○議長(矢彦澤平司君) 次に第二號議案を議題に上します、復興資金特別會計條例中改正の件提案より御説明願ひます

○切役(宮家壽男君) 此の條例改正の趣旨は今迄の豫算には資金といふものは歳入に記入して組まれて居りましたが運用上不便を生じて参りましたので他の會計と同じく資金を歳入にして居りますと豫定の歳入が無い場合に支出が豫定通りあると資金の方に喰込んで行くといふことになりまして今度から十五年度豫算編成に際しましては貸付資金全部を歳入に入れるといふことは止めて、其の資金の運用に依つて生し得る利息その他を歳入に致しまして、その資金の運用に要する経費を歳出として計上するといふことに形を整へます上に於て此の條例の改正が必要になつて参りました次第であります、

○議長(矢彦澤平司君) 御質問ございせんか(「なし」)進行を呼ぶ者あり、御異議ございせんか

○金山作次郎君 第三條中の從來ありました「天津總領事」のあるのを今般「領事官」に改められた理由はどういふ理由でありますか、

○助役(宮家壽男君) これは領事館の方の御主旨に依りまして今後領事官に改めることに御指示されましたのでそれに依つて改正致しました(「讀會者略可決確定」を呼ぶ者あり)

(12)

○議長(矢彦澤平司君) 只今早瀬君から御意見が出ましたが、旅費その他日常の支給案を見ますと、事實は陸軍に居りまして委任官の待遇を受けて居つたのですが斯ういふ様な場合には委任官は二等の旅費を支給されて事実は一等に乗つて居つたのでありますが、左様な場合は旅行といふことになりまして色んな旅費が多いのですから仲々豫算通りに總へての事情を運ぶといふことになりませんので斯ういふ様な旅費といふことになりまして自分にはそれ／＼自分の故郷で居るころのまあ過去に於ける乗れたころの教へ子の位置とかいふものを、多少なりとも矢張り旅行する場合に一等に乗らなければならぬ場合が起らんといふことを考へ、斯ういふ様な旅費といふ問題に就きましても實際規定されて居る所に事柄を貫つて居るからこいつでも一等に乗る事柄が多いのぢやないかと思ひます、それは取りも直さず規定からいへば甚だ不合理であります、實際問題からいへば當然のことでありまして思はざる費用があるのであります、斯ういふ風な考へからいまして中等学校の教員にこれは委任、委任といふのがございしますが、此の點は矢張り中等学校の教諭といふ建前から其處に矢張り差別は矢張り附けない方が宜しいのぢやないか、斯ういふ様に私も考へます、私の意見を申述べた次第であります

○民團長(白井忠三君) 御覽の通り大體四階級に分けて居ります、が今の御兩君の御説に従へばもう一つ階級を設け五つにしなければ、委任教諭、委任教諭同格同等に参りませんので、要するに委任教諭、小學校訓導若しくは中等学校の書記を區分していふことになりませんが、事實委任待遇の教諭といふものは實際問題に致しまして、色々の人が居るでありませうが、學校が中學校、小學校と違ふだけで資格は殆んど同じ人を充てて居る場合が多いと思ひます、これは強いて其處に等差を付けて、委任教諭を委任待遇と同じにする譯には行きませんが、三番目に委任教諭の見出しで二階級附けるか附けないかといふことになりませんが、實際問題としてこれで差支へない様に思ひます

○古田治四郎君 茲に小學校長心得といふのがありますが、小學校長は必ずしも委任官ばかりではないと思ひます、そこで今御兩君の御説のそれでありますが、委任教諭、訓導が若しも小學校長心得の場合に待遇の給與を受ける訓導は委任教諭が二等旅費規定を受けるならば小學校長心得は委任教諭の方に行く可きぢやないかと思ふのであります、今の御説の様に、心得は必ずしも委任官ばかりではないのであります、純然たる委任教諭が委任待遇でありますならば、心得なるが故に委任待遇を受けるといふのは其處に差が起きやしないか、疑義があります、心得も委任教諭の方になるのが至當ぢやないかと思ひます、

(「進行」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) その他御質問ございせんか

○早瀬精一君 只今の所天津の小學校の各校長に委任待遇の心得は無いと思ひますが、委任待遇委任教諭を一緒にして頂くか或は委任教諭に日常の點に多少色を附けるといふ御面倒せうかがそ

(13)

○議長(矢彦澤平司君) 御異議ございませんか(「早くしてくれ」を呼ぶ者あり) 御異議ございませんか

(「異議なし」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) 御異議なければ本案は可決確定致します。次に第三號議案西宮島街道敷地並に同附屬地買収の件之を議題に上します

○議長第三西宮島街道敷地並に同附屬地買収の件

○民團長(白井忠三君) 茲に掲げてあります土地問題といふのは西宮島街から、語り宮島橋を渡りまして真直に新興路に突抜けます道路の敷地に要する部分に之に加つて居ります土地、語り敷地の幅だけ買ふのでなくて道路敷地に含まれて居る敷地も一緒に買上げるといふ實は斯ういふ主旨の下に二二畝三三といふものを買収することになつて居ります大體新興路に結び付きます道路を此方から参りまして右側が女學校敷地として買収してあります、女學校の敷地の中にも新興路に達する道路に喰ひ込みますから、その左側の土地を合せて買収したい、このういふ案であります

○山田榮治君 是れは私、諸問を受けた議案を存じます甚だうっかりして内容を十分承知しなかつたのでありますが買収の上拂下げることに方針が決つて居りますか

○民團長(白井忠三君) 地上に建物がありませんから建物も一緒に買ひますけれども建物は拂下げる、語り不動産得喪の意味から併せて斯ういふことの御決議を願つて買つた家は拂下げることを御承諾得たいと思ひます

(14)

○山田榮治君 それは結構です、そうするに此の案は具合が悪いことですが二つにされた方が良くありませんか、字句にこだはる様ですが、買収価格は不動産評價委員会の査定に基づくこと、ましてありますが處分するといふのもその査定に基づくことではありませんか

○民團長(白井忠三君) そうです

○山田榮治君 買収すること、其の地上建物は拂下げることにして、その買収なり拂下げることは不動産評價委員会の査定に基づくことにはどうも思ひます

○民團長(白井忠三君) 結構です、表題は御承知の通り變へましてもちも差支へありませんが實際拂下げるのは從來の例に依りまして新聞に廣告しまして入札に依つて高いもの、豫定価格はありますけれども御訂正をお願い致します、西宮島街道敷地、同附屬地及地上建物買収の件並に同地上建物買収の件此の二つを題目として頂きまして、但買収価格並に地上建物買収価格は不動産評價委員会の査定に基づく、但買収並に地上建物買収は不動産評價委員会の査定に基づくこと、すといふことにして頂きたいと思ひます、表題は西宮島街道敷地同附屬地及地上建物買収の件並に同地上建物買収の件(「二十九番」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) それでは表題は提案者の方から字句の變更がありまして、西宮島街道敷地

(15)

そこに「點」を打ちまして同附屬地、その次に「及地上建物」を入れまして、それから買収の件「並に」を附加へて地上建物買収の件

○山田榮治君 「同」を入れたらどうかと思ひます

○議長(矢彦澤平司君) 西宮島街道敷地、「點」を打つて、同附屬地及地上建物買収の件並に同地上建物買収の件、それから但書の所へ買収並に買収価格は不動産評價委員会の査定に基づく、買収だけでなく買収もです、本文の方は原案通りで表題を變へれば原案通りで宜しいと思ひます、それで数字は勿論そのまゝにして宜しいと思ひますお分りになりましたか、(「数字は何處に入りますか」を呼ぶ者あり) 本文はその儘であります先生の意思はそこにあつた様ですから表題を分り易く書いたのであります、本文はその儘にして宜しいと思ひますが、宜しいと思ひますか

○横山金吾君 序にお伺ひしますが二二畝三三の中間道路敷地はなんぼで附屬地はどの位の割合になつて居りますか、分つたら御説明願ひます

○民團長(白井忠三君) 今直ぐ調べます

○議長(矢彦澤平司君) 今調べて答辯致すのであります外に御質問ございませんか

○志村正三君 兎角この管外地の土地の買収に就きましたは前の共益會時代から非常に兎角の疑惑を以て視られ、その間手續上に於ても不備の點が澤山あつたのであります、これは今日解決致して居るかどうか存じませんが、其他買収する土地並にその建物、特に土地に就きましたは過

(16)

去に於て有つた様な不合理なことが結び付いて居る、今度は絶対無いただらうと思ひますがその點一應はつきりした御返事を頂きたいと思ひます

○土木課長(尾崎保君) 道路敷地の方が八畝八でその附屬地が十三畝五二であります(「進行」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) 御質問ございませんか

○志村正三君 今私ははつきりした御返事を頂きたいと思ひます、はつきりした確信のあるところを

○民團長(白井忠三君) 御注意を聞いて居つたのですから御注意を思つて黙つて居りましたが、自分は頗る慎重に調査を行つて買つて居ります、再びあつた不注意を起さない心算であります猶ほ此の機会に一言申し上げたいと思ひますが例の陶姓から買つた土地は漸くにして、幸ひにして曙光を認めまして一部ではありますが一十圓だけ受取りました、その餘のものは出来るだけ早い機會に分別拂込みさせる様に固い約束をしました、これは大木顧問辯護士が極力努力して話をそこまで運びました最近話が決りましてさうやら間違ひなく金が回收出来る様になりましたので御報告申し上げて置きます

○議長(矢彦澤平司君) その他御質問ございませんか御異議ございませんか

(「異議なし」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) 異議がなければ本案は可決確定致します。

○議長(矢彦澤平司君) 異議がなければ本案は可決確定致します。

○議長(矢彦澤平司君) 次ぎに第四議案新與路土所在土地譲渡の件之を議題に上げます。

○議長(白井忠三君) 説明に先立ちましてこれの價格を以て天津特別市公署に譲渡すること書いてありますが建設總署に譲渡すること御訂正願ひます。これは新聞等で既に御承知と思ひますが、只今の新與路を約倍の幅に廣げることを臨時政府の方で決定しまして今春早々着手し擴張するのでありますが擴張される道路敷地に公益會當時買ひました土地が茲に示してあります一畝一七二畝んで居りますので之を譲つて呉れいふことでありまして價格も茲に示してあります通り一千四百六圓四十錢で今確か一畝千二百圓の標準であります。これは高いの議論も多少出ますが何分公共の意に於て收用されるのでありますから建設總署で定めて居ります價格に依り御一任することいふことに御賛同を得たいと思ひます。序に只今新與路の敷地の中にも公益會當時買ひました土地を遺跡として使はれて居ります。之を賠償して買ひ様に建設總署に交渉して居りますが建設總署で今出来て居る新與路は天津特別市公署の道路であるからこれは特別市の方へ交渉して呉れいふこと。特別市公署へ交渉しますと自分の方である道路を造つた時は何にも關係なく、建設總署が軍の命令で造つたのであつて、道路を造る敷地買収の豫算は特別市公署で費用を持つて居らないと兩方水掛論になつて居りますが、これは何と話を突きつめて御提案することにして

(17)

して、只今新與路の若干の土地はただ取られて使はれて居るいふ状況であること併せて御報告申し上げます。

○議長(矢彦澤平司君) 御質問ございませんか。

○早瀬精一君 公益會時代迄の位で買つた土地ですか。

○民團長(白井忠三君) 一寸記憶して居りませんが後で調べて御返事致します。

○議長(矢彦澤平司君) 御質問ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) 異議なきもの認め本案は可決致しました。次ぎに第五議案に移ります。が五號議案からつと關係性がありますから一括議題を上げたと思ひます。此の邊で約十分間休憩したいと思ひます。(「後全部一括ですか」と呼ぶ者あり)

○民團長(白井忠三君) 最後の業務復興資金特別會計歳入出豫算案を後にしてその外全部一括したいと思ひます。(「一括やうたらさうか」と呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) 休憩を宣告致しましたから。

午後八時三十七分 休憩

午後八時五十分閉會

○議案第五昭和十四年度居留民團歳入出追加更正豫算案

(18)

(19)

○議長(矢彦澤平司君) それでは第五號議案から第十四號議案まで一括上程致します。

○議長(白井忠三君) 内部の細かい御説明は御質問に依つてお答へすることに致しまして概括して御説明申し上げます。昨年の水害の爲に御承知の通り同庫補助の請願を致すので當時未だ一應

○議長(矢彦澤平司君) 引續いて開會致します。第五號議案昭和十四年度居留民團歳入出追加更正豫算案此の第五號議案から第十四號議案まで夫々關係が深いものでありますから此の議案は全部一括上程致したいと思ひますが御異議ありませんか。

(20)

排水が終らない時に豫算を作りましたのであります。その後排水が終りました直後に更に豫算に検討を加へまして二、三の更正を致しましたのが前民會で御協賛を得まして、今度提出して居ります豫算と共に既定豫算額を示してありますのがそれであり、當時水害のために歳入減と歳出減を見合せました豫算の不足額いふものを主として同庫補助に仰ぎたい、次ぎに水害の爲の水害費、つまり排水費や清掃費、防疫消毒費救助費いふ様なものを含めました水害費の同庫補助、それから水害の爲に建物土木施設その他に生じたものを復舊させる爲の費用即ち水害復舊費の豫算此の三つの費目を集計したものを以て政府に同庫補助の請願に参つたのであります。

第一の豫算収入減の豫算欠損は政府で見ると不可、さういふもの補助は出来んといふのでこれは全部却下されました。水害費の方に對しましては補助は七割、政府當局の御査定になりました額の約七割補助してやる八割ですか、八割補助してやる、水害復舊費の方は、建物で娯樂の如きものに供せられるもの例へば公會堂、俱樂部いふ様なものは見る譯に不可、民間重負の宿舎學校宿舎は約六割査定されてそれだけ補助を頂戴することになつたのであります。その結果本日茲に提案しました十四年度月末日迄の年度内に對する事情はつきり見透し付く様になりましたので實際の實績を根據致しまして茲に豫算を修正致しまして、一般會計に致しまして歳入の方の額を臨時部合せまして五十五萬圓ばかりの前年度に對して豫算より實際に於て収入増

(21)

になつて居ります。その中で、三萬八千六百七十九圓の減を見臨時部五十八萬八千六百九十四圓、増であります。一般會計部、入の經常部臨時部の増減の合計五十五萬五千五百圓といふものが、經常部臨時部合せたものが茲にござりますが、經常部は、茲に申上げ難いのでありますが、此の金額が今申上げる一般會計經常部臨時部に變方の出入増の額であります。出入増の金額は、矢張りこの合計の終ひのところにあります。三萬八千六百七十九圓といふものが減になつて居ります。それから特別會計の只今申しました水害費の方で合計に於きましては、結局政府からは十萬二千圓の補助を頂き、三萬八千六百七十九圓といふものを一般會計から繰入れて居ります。此の一般會計に申しますのは、これは義捐金であります。義捐金の中からは三萬六千幾らといふものを特別會計の水害費に入れました。三萬六千幾らといふのは、實際水害費に支出された年度内に支出される合計であります。これを當初政府にお願ひした時に、政府の決定された四十五萬八千二百圓に比べて、四十六萬六千九百九十六圓であります。一萬七千圓ばかり政府の御決定より水害費が實際に掛つたといふことになり、水害復舊費に於て五十七萬七千四百九十六圓を補助して頂きました。別に一般會計からの繰入金二十四萬一千五百八十四圓、これは義捐金を合計したもので七十四萬九千八百八十圓で政府の御決定額八十四萬四千圓に對して六割下つたのであります。實際に切詰め致しまして政府決定の八十四萬四千圓より約十萬圓少く復舊を終つた譯であります。結局斯ういふ切詰めが出来ました。これは、義捐金を相當多額に頂戴致

(22)

しました結果であります。即ち義捐金の收支であります。合計七十二萬二千圓といふ義捐金の割當を受けて、それをさういふ割當にいたしました。さういふ、水害費の方に三十六萬四千九百十六圓、水害復舊費の方に二十四萬一千五百八十四圓、一般會計の方に十一萬五千五百圓といふ義捐金の査定が三つに分かれて居ります。即ち一般會計の十一萬五千圓は、最初一般會計の豫算に依り五十四萬四千圓といふものを政府にお願ひしたのであります。それが一文も補助を頂けませんで、ので辻褄を合わせるさういふ結果になつたのであります。一般會計に關聯して各種の特別會計の中に水害當時豫算を示したものと非常に異動がござります。例へば公立病院の如きは當時一階が水に浸つて各診察室を二階以上に移しましたので、病室が非常に減りました。それから本年度の終りに一般會計から公立病院の特別會計に相當額繰入れなければ、病室がつかないだらうと思つて居りましたが、現在それが非常に好成績に變つて参りました。一般會計から一文も繰入れないで公立病院の特別會計が成り立つといふ結果になつたのであります。さういふ譯で、電氣水道色々異動して居りますが、ひつくるめて全體的に申しますと、只今申上げた豫算で、義捐金七十二萬二千圓といふものに依りまして大へん助かりました。復舊の方も豫定通り又水害費の方も随つて斯ういふ豫算が赤字なしに組立てられることになつたのであります。唯だ一つ御報告申上げて置きたいのは、例の排水費であります。諸君、當時約百萬圓日本側で持つことになるだらうといふので、百萬圓の割當額を大蔵省にお願ひしたのであります。これは他の補助の決

(23)

定致したにも拘はらず此の問題は極端にしてくれ、さういふのは、負擔者が誰々かといふことに大蔵省は非常に疑念を持たれまして、民間が負擔すべきものならば、總額補助することは絶対に來ん、矢張り六割七割にする外はないが性質として、民間が持つものは、解雇しないといふ建前で、うしても矢張り民間が幾分でも持つべきものだ、全部民間で持つことは出来ぬとしても、民間さういふ自治體で某が持つべきものであるといふ御議論であつたので、只今の百萬圓は軍の精算の結果六十萬圓何千圓といふ金額を負擔することになつたのであります。その中五十五萬圓國家が持つから、差引八萬三千なんぼといふものを民間で負擔すべきものであるといふことに一應話がついたのであります。之に關しては防衛司令官が總べての統制を執つて萬事命令されて然る上の排水工事であります。その分擔額として日本側が持つべきものを軍の方から幾ら、軍の方から大蔵省へ色々申出て居りますが、最後の決定さういふことになりました。さういふこと、軍の方から結局六十三萬の中五十五萬を國家が出すその残を民間で出せといふ大蔵省の御意見であります。民間の方で軍の方へお願ひして居りますが、軍の方で最初一百萬圓計上し、と言はれた時に百萬圓の中央政府の方で八十萬圓しか出さぬといふことであれば、日本の方は八十萬圓で打切つて後は支那側に出させるさういふ話であつたが、六十萬を支那の方で出すことになつたので、それが精算が済まない前ならば軍の方でさういふ扱ひをしてくれると思ふが、今はつきり日本側は六十三萬三千圓といふ負擔額が出て居りますから之を五十五萬圓で叩き切つて後を支那側でやる様にしようといふ

(24)

ことは申し難いことではあります。八萬何千圓の最後の始末をさうするかといふことは、幾日かの折衝に依つて決まります。之は此豫算に全然關係なしに交渉を進めて居ります。左様御承知願ひます。それからお配りして居ると思ひますが、ミノリントの訂正を要するところがあると思ひます。御訂正願つて置きます。

○議長(尖彦澤平) 正議表はお手許に居りて居ると思ひます。別にお申上げません。本議案に對して御質問ございませんか。

○志村正三君 只今民間の御説明に依りまして大體分りました。その義捐金を一般會計に受入れて更正豫算をやる。斯ういふ時には、勿論義捐金を取扱つて貰つた所の軍方面の諒解は勿論あるだらうと思ひますが、義捐金に依つて此の民間は赤字を出すべき豫算が赤字を出すに巧く済んだといふことは、義捐者に對して我々民留民としては、勿論民間當局者として感謝して居る。さういふ思ひますが、私共民會議員として茲に感謝して居る次第であります。唯、義捐金を天津水害の爲に内地の人々が天津の水害を認識されて非常な同情の上からして多額の義捐金を頂いた。斯ういふことに對して居留民全般に十分認識し内地の人々に對して感謝の意を十分捧げなければならぬ。さういふ思ひます。此の義捐金を一般會計に繰入れたといふことに對して、義捐金さういふ立前から云つて果して民間の經常費に繰入るべきものであるか。夫々の見解に於て異議を申すものがあるかも分りませんが、大局から見ても民間の經費に充てるのも結構ですが、少く共義捐金の一部を以て貧困者の

救済に分けて頂くならば水害に依つて困つたところの者は非常な感謝を表すに値するのであります。此の機会に於て私は義捐金を下さつた内地の同胞に對して特に感謝の意を表す必要があると思ふのであります。これは私此の機会に申し上げることは、謙遜であるといふ議を受けるならば敢えて申し上げますが、此の水災に際しまして、長くも皇室の御内帑を受けたのであります。此の御内帑に對しまして少くも我々水害に遭つたところの、居留民に對するところの、皇室の御内帑の御恩澤に對しまして各人が有難く感ずるといふ手段に出でなければならぬ。此のことが當局者の御内帑に對する態度がやないかと思ひます。最近日本の國情から申しまして、貯金奨励一少く共この貯金といふことに付ては國家の要求であります。此の御内帑の一部を此の貯金奨励の國策に副ふところの事務の一部にも充てられたら、その御内帑の一部が各個人個人の感徳の中心となるといふことになつたらば非常な意義があるのぢやないかと思ふのであります。その意味に於きまして最近各團體に民間が中心となつて興業奉公會が中心となつて斯ういふ國策の線に沿ふ貯蓄に我々國民としての覺悟、國民として積極的に國家に御奉公する此の心持ちを彌が上にも助長させるといふ意味に於きまして私は御内帑を以ちまして我々個人の貯金に充てるといふ意味で御内帑金を適當に分けて頂戴したら、我々一生の甲斐は斯ういふ風な御内帑金を頂くことは無いと思ふのであります。それでさうぞう我々に御内帑金を頂戴する光榮に浴せしめて頂きたい、これは私個人の見解ではあります。恐らくは居留民全般がその

御内帑金に對して同じ様な心持ちを持つて居ることを日本國民として信じて居る次第であります。脱線したかも知れませんが當局者に對して此の點申述べる次第であります。次に公立病院その他の歳入が非常に増加したことは定に喜ぶべきことであるが、私も喜んで居る次第であります。前に通常民會に於きまして外の豫算のことは知りませんが、病院といふものに對して、同業者として公立病院の豫算といふものは甚だ杜撰なものであるといふことを申上げたことを記憶して居ります。此の更正豫算を見まして、私はその點申上げたことに就てあの時民間長からの御説明で引退りましたが此の豫算を見まして、増収の餘力があつたといふことを見まして、私が此の豫算といふものに對して杜撰なものがあるといふたのは本豫算を提出されたところの更正豫算に依つて見ることが出来るのであります。外の電氣等に對する問題は私は餘り認識しないので申上げることは出来ませんが公立病院に對しては申されると思ひます。此の豫算を見ますと前年度の既定豫算の二割弱の増収になつて居ります。或る項目を見ますと約五割強の増収になつて居ります。その當時の通常民會で申上げたが、手術料處置料といふものに對してもつと収入が多かるべきであるといふことを申上げた處が之を見ますと手術が豫算の約四割の増収を示して居る。處置料は約五割の増収を示して居ります。こゝにいふ様に如實に見まして、あの當時今日では實際實情を異にして居ると思ひますが、豫算を計上する上に於ては餘り斯ういふ様な更正豫算に差額があるといふことは豫算を審議する上に於て或程度杜撰な點があつたんじゃないかといふことを申さ

れても決して過言ではないと思ひます。尙ほ一般會計の更正豫算に及ぶことではあります。これは今年度豫算の色んな點に於て實際の總数を計上して頂くことが必要ぢやないかと思ひます。過去に於て色々民間の不祥事件を見ますと豫算が非常に實際より懸け離れて居るといふこと、その間に色んな疑念を免かれぬと思ひますので特に此點に就て當局者に於ても心掛けて頂きたいと思ひます。甚だ感徳の餘り詰らない事を申上げたかも知れませんが、或は私の申上げるものが實際に合つて居らんかも知れませんが、これは意見として又私等の立場に於て居留民の氣持といふものを付度致しまして進言ながら申上げる次第であります。

○民間長(白井忠三君) 唯御意見の様に申されましたが、その間の實情を御報告申上げることに致します。各地方の御同情に對する居留民の感徳、感謝といふことに就ては全く御同感であります。就きましては先般政府に請願の爲め上京致しました際にも先づ到着地に引續きまして神戸、大阪、東京その他各地の各市に立寄るのが本當だつたのですが、神戸、大阪、東京の三ヶ所に於きましてはその土地の市役所商工會議所大小新聞社といふ様なところへ罷り出まして、深く居留民一同の感謝の意を申述べて廣く讀者にその旨をお傳へ願ひ度いといふことを申出ました。小さい記事ではありましたがその新聞社では數行を費されて、天津を代表して參り過日の水害に對して各地の御同情ある義捐金に對して深甚の謝意を表して居るといふ記事を載せて貰つた次第であります。それから先程の話し御下賜金のことでもあります。早速宮内大臣に御禮言上を參

りまして、大臣から勿論直接言上は申されるのであります。折角參つたのであるから參内の上記帳しつゝいふことでも參内致しまして御禮を記載致した次第であります。その節大臣へ御下賜金の用途に就て御内意を伺ひましたところが、只今お話しした様な居留民に廣く、極く僅かつても分派するといつた事は過去には時々各市町村等でも行はれた例ださうであります。さうもさういつた事は一部の者は非常な感徳を以て非常に意義深く、今志村君の言はれる様な將來の貯金の第一歩にするといふ場合もあらうがさうでない不心得者が居るものと粗末に費つて仕舞ふことがある。非常な弊害が多いのであります。これは矢張り共通の利益の爲に何等かの意義ある仕事の爲に之を費すといふことに考へて貰ひ度い、強いて仕事の性質等別に此方から注文は無い、一般居留民が餘澤を蒙る。いふ仕事であるといふならば何んでも宜しからうといふ大臣の御内示であります。此で實は先般參事會にお諮りしまして、恩賜兒童遊園地といふのを一ヶ所設けましてその建設基金を御下賜金を元にする。その中に水害記念碑を建て、當時水の来た所の高さを示して永久に記念する様にしようとして附近の子供の遊び場や運動場にする。之に冠するに恩賜兒童遊園地といふ名前を冠する様にしよう。さういふことに一決致しました。去年の御下賜金の前のつと前に賜つた御下賜金はその積立をしましてそれが三萬何千圓になつて居ります。此の御下賜金を以て結核療養所の施設を備へた保養院を造ることにしよう。その敷地は取敢えず來年度の豫算で買取ることにしよう。この二案を決定致しましたので只今松平宮内大臣宛前の御

擧げて競争して居る際一文でも餘計取らう一文でも餘計買はうといふ氣持であつたらば政府に申譯ない事と存するのではありません。此等海に遺棄に存するのではありません。結着切詰めた豫算を出して是文なければ天津は立つて行かんといふ豫算を樹てられたならば政府も亦御考慮の方法があつたでせうが斯ふいふ大難な豫算を樹て水害後の財政樹て直しに對して斯ふいふ遺憾な點を以て増収を計るか民會に諮らずに出す中に政府から借得ると云ふ事になつて早速上京して政府にお願ひしたいふことは居留民として面目ない次第だと思ひます。此の點當事者に今後斯ふいふことは又あつてはならぬが、あるとすれば慎重に冷靜により良く考慮の後、補助を受けるといふ氣持の無い態にして頂きたいと存するのではありません。尙ほ水害費の補助を受けて義捐金を費つて宿舍の修繕をした様に見受け居りますが、民間吏員の退職された人で斯ういふ宿舍や民間で借上げた宿舍をその修繕して居る様に思ひますが、民間が個人々々から借りた宿舍に民間が相當金を掛けて居る、それが全部民間に返つて来て貸した吏員の賃金に全部充てられて居るかどうか疑問であります。或る部長の永く居られた家もお手元で相當修理してありませうが民間宿舍に入つて居らず、何とかが斯ういふ賃金になつて居ります。折角民間で金を借り替へて修繕したものを退職した人に渡して居るにすればそれは應得的に民間にへつて居る者も水く勤めて居留民の爲に努力して頂くものと一理あります。此の住宅難の折居民間に入つて宿舍を買ひ、それを修繕して賣つて、働いて良い所があるに其處に行かれるとしてその宿舍はその徳利

用して居るにすれば洵に杜撰な修繕の使ひ方と存するのではありません。嘗つての村田君の様に勤めて職務に倒れ妻子が非常に路頭に迷はれるといふ場合は別であります。併し此の點注意して頂きたい、老婆心か知りませんが願ひして置きます。一般會計の經常部に於て物價騰貴に依つて多少増額を見て居る様であります。臨時部の方で中學校の臨時校舎であります。南開大學はさういふ風にして軍の管理下に有るのを一時學校に使はせられるかお伺ひします。南開大學はさういふ條件の下に借られさういふ使途に六萬圓を計上して居られるかその點一つ御説明して頂きたい物價騰貴に依り建築材料が非常に高くなつて居ります。六萬の金では何程も出来ませう、商業學校は青年學校の軒を借り共立病院の軒を借り辛抱して参りました。新校舎の新築するのを目捷に見ながら南開大學を借り六萬圓の修繕費をかけて二年で使ひ得ないと思ひます。十年二十年之を軍から貸下げを受けられるならば知らず、若し一年乃至二年で軍の事だから、要する時になれば、何時返せといふことになれば此の六萬圓の使途は法外な金の掛け方にならぬやないかと思ひます。此の點一應御説明願ひ度と思ひます。

○民間長(白井忠三君) 最初民間吏員の宿舍の問題ですが、これは恐らく平野主事が先般辭められたことぢやないかと思ひます

○早瀬精一君 違ふ

○民間長(白井忠三君) そうでせうこれは形の上で一寸さういふ誤解をせられるのは御座ですが、

加減な取扱ひをして居る譯ぢやありませんが、結局最近此處に先生が天津に永住するといふことに腹が決りました。これは健康の關係や色々ありますが、さうかしてあの家を自分のものにして貰ひたいといふ懇々の請願がありました共、御説の如く前の村田主事の場合には事情を異にして居りますので雙方話合の上で雙方に便利な方法として家賃の半額は民間が持つ、半分を平野君が持つ、さうして別に下に住んで貰つて、その爲の床の張替へ、畳替へは平野君に自辨させる、御承知の通り民間に女事務員を餘計使用する爲に獨身の若い娘さんが大分入つて居ります。此の監督取締といふ點に就て色々細心の注意を拂つて居ります。幸ひあの方御夫婦には子供がないので下に住んで貰つて二階を獨身の女事務員の宿舍に充てゝ居ます。共に監督して貰ひます爲に家賃は兩方半分づゝにして貰ふことにして居ります。平野君が辭めたから直ぐ出て行つて呉れと言ひ兼ねます。その外休職者が数人居りますが情實的に民間が宿舍をつくり呉れてやることはして居りません。民間は住宅難の折居立退いて貰ふことに大體して居ります。特殊の事例が別であります。これは今武君が三三借りて居つたのを何時頃からか民間の宿舍に變つたのであります。これは年數で見ます今武君が宿舍を買つて借りて居た方が長いのであります。その後民間の宿舍として本人はその儘その家に這入つて居つたのであります。その後同君は辭めてアメリカの總領事館の囑託になつて居ります。結局こちらの方も此頃は段々公文書が日本文だけで良いといふ情勢で今武君を專屬に置いて置く事の必要がなくなりましたが、全然居らぬといふことも

困りますから民間の方も囑託といふことにして居り年俸も僅かの報酬で囑託して居ります。今武君の家賃は自分で拂つて一應民間の宿舍になつたものを其の儘使つて居ります。その外何言られる形のものには平野君のだけではありません。

○早瀬精一君 山本君のは

○民間長(白井忠三君) 山本君のは本人に遣つて仕舞ひました。これは一昨年でありましたか山本君に遣つて仕舞ひました。

○早瀬精一君 決して民間吏員諸君に小言を言ふのではありませんが、義捐金や政府の補助を頂いてその宿舍を修理しなければならぬといふ金の建前から今後は宜しくさういふこと無い様にして貰ひ度い注文であります。尙ほ中學校の方の答辯を頂きたいと思ひます。

○民間長(白井忠三君) 中學校の假校舎の問題は一寸席上で何も彼もあげずに申上げることはさうかま考へますが、大體學校の方から申上げて居り、昨年の水害の爲に着手することが出来ませんでしたので今第一の所に居候をして居り、彼のまま續けることは第一小學校の方の事情から絶對出来ないさうしても一時移さなければならぬといふ矢先きに南開大學の方で當分要らぬといふことを聞いたのであります。そこで貸して貰ひたいといふことを申出でました。だん／＼審議の結果只今のところ表面上條件は二ヶ年差當つて差支へないといふ條件で貸して貰つて居るのであります。その理由として軍は萬一軍の平時の駐屯状態に變つて將校の妻帯者は家族を呼び寄

上げられません

○藤谷信治君 私の手すのは名目は二年であらうとも五年であらうとも使用し得る様に六萬圓掛けるが買ふ心算やありませんか

○民團長(白井忠三君) 全然買はうと思つて居りません

○藤谷信治君 けれ共貴方のさつきのお話に中學校に二ヶ年使ふといふ様な言葉が出て来るから或は六萬圓の金を掛けて修理することに依つて永久に使ひ得る様な観念を與へる様になりやしないか(「そつといふ観念は持てないよ」三呼ぶ者あり)

○民團長(白井忠三君) これはそつといふ観念を持つて頂かない様にお願ひします(「全部可決確定」三呼ぶ者あり)

○勝田重直君 小學校の授業料であります、質問の根據は、款項目を調べるに此の授業料の中に中學校、商業學校、小學校が入つて居りますが、連带的に質問致しますが、此の授業料の此の内譯であります

○民團長(白井忠三君) 内譯を見れば分りますが、皆入つて居ります、中等學校、小學校皆入つて居ります

○勝田重直君 中等學校の總額を伺ひたいと思ひます、一調べられて居る間に小學校の飲食兒童の人数、これは學校のふ調べてあると思ひますが、その人員をお尋ねしたいと思ひます、飲食兒童の數です

○民團長(白井忠三君) 飲食兒童といふ者は無い様であります、偏食を直す爲め給食をして居るのではありません、飲食兒童といふ家庭の貧乏の爲に學校で食事をさせて居るといふ意味ですか、そつといふのはありません、偏食を矯正する爲に一定の食事を皆一緒に食べさせるといふ食費を取つて學校でやつて居るといふのはあります、小學校の方は五つありますから五つ調べて居りますから遅くなりませんが、一學期分は水の爲に減ります、此の豫算に於て、約四千名で一萬四千圓、これは小學校の分であり、残りが中等學校であります

○勝田重直君 五十圓です、(「色々ある」三呼ぶ者あり)これを集めるにも大分費用が要ると思ひますが、小學校の授業料徴收問題は民團として、天津居留民團として不面目ぢやないかと思ひます、その點理由として述べた通りであります、之に對して近く撤廢する御意見はありまじか、その點一つお伺ひしたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) これは多分昨年の通常民會で授業料を取ることになつたと思ひます、授業料を取るに、(「こ」)就ては當初その議論が盛んに行はれたのであります、最近の趨勢を申しますと、授業料の方はついでに取らなければならぬといふ聲が段々高くなつて居ります、これは結局居留民の負擔力を整備して國庫の補助を受けるに、開發會社の寄附金といふ様な他から助力を仰ぐといふこと、先刻誰方からか御議論がありましたか、一杯に負擔して足らぬこと

るを國庫の補助を仰ぐ、此處では大會社の寄附金を仰ぐといふ形ではなければならぬ、例へば零細でも負擔を仰ぎ得るころは負擔させる、例へば中等學校の五圓は内地に比しても安い當地は十圓取つてもこれを他に遊學することを考へたならば十圓の目謝を取られても教育しなければならぬ、取るべきである、安い月謝を考へて多分の恩典を受けて居る、その國庫の補助を受けることは困るといふ議論は寧ろ多いのであります、當分撤廢といふ議は當分行はれまいと思ひます

○勝田重直君 只今猶ほ餘計に徴收したいといふ議論があるといふことであるが、これは私の想像に非らず一般の聲は断じて然らず、私として一般の聲といはず方々に問合せましたが此の聲は民衆の聲です、これは民衆の中に這入つて居る者は能く分つて居ります、我々は民衆の意見に基いて爾來授業料は撤廢すべきものだといふ意見を變へることは出来ぬ、無論中等學校の授業料も此の觀照よりすればはつきり違つて居る、義務教育に掛ける授業料も中等學校に出させる授業料の相違は一目判然しなければならぬ筈であります、その點深く御研究を願ひしたいと思ひます

○早瀬精一君 授業料の問題で一寸氣付きましたが、天津で民團の課税を納めて居る子弟の授業料も、他の場所から來て居る生徒は授業料だけに入らず學校の經費の一部を負担させるといふ方針はありませんか

○民團長(白井忠三君) 今のころ考へて居りませんが

○早瀬精一君 教育費が順々に嵩んで居りますならば、今の中學校、商業學校へ内地方面の學校に

やるために非常に不便といふ不安を感じたので此の土地に商業學校、女學校、中學校を土地の者が永年幸吉して學校の基礎を築いて來ましたが、後になりますと天津の商業學校あたり支那語が出来、あそこの卒業生は就職口が良いといふので凡ゆる各地から入學して參る様になりましたが、そつといふ風な時態になつて參ります、これは天津の間だからさうだ、天津の人間のみ入れるといふことはいへないことであり、居留民の費用を他から來た一人某かを家から納めさせる様なことを、例の五十圓の授業料を取るといふことからは、これは理論が立つ様なことぢやないかと思ひます、その點一つ御考慮願ひたいと思ひます

○志村正三君 今授業料の、義務教育に對する授業料を徴收することに就きまして勝田議員からして發言がございましたが私は何れも同感であります、義務教育は出来れば授業料を取らぬことにして頂きたいと思ひます、此の問題に就ては將來共御考慮願ひ度と思ひます、國民教育に對しまして我々子供を持つて居りますものにしてみますと子供を育てるに、こゝに教育することに二つのことに就きまして相當費用が掛るのであります、特に健康を保持しやうとする上に於きましては豫想以上の經費が掛るのであります、少く共父兄に對して負担を少しでも軽くしてやること、子が持つて居る當業者の同僚あるものを感じなければならぬと信するのであります、何故こゝにこゝを申上げますか、こゝにこゝは、此の現時局を要機と致しまして各國共國民保健特に人口問題、これは非常な問題になつて居ります、特に歐洲に於きまして人口が漸次減つて居り

(45)

ます、英米之に對して多少なり増して居るころの獨伊、斯ふいふころの將來の勢力の均衡は結局人口問題でこれは非常に意義があるのであります、此の意味に於きまして、我が國に於きまして人口問題は國民保健・健康といふことに就きまして重大な意義があると共に關心を持たれるところであるのであります、決意兒童は無いに中されて居りますが果して天津の實情に於て全然無いのであらずか、少く共困つて居る人が無いとはいひ得ないのであります、斯ふいふ人の子供を持つて居る兒童の授業料は僅か五十錢ではあります、兒童の營養の上に於て之を便はれるならば一國民保健といふことに就て寧ろ授業料を取る、保健の爲にその五十錢を用ひられたならば猶ほ意義があるのぢやないかと思ふのであります、斯ふいふ風な立前から申上げまして義務教育に對する授業料を取つたといふことは父兄に對する負担の過重に俟たなければならぬといふことは甚だ間違つた考へぢやないかと思ひます、將來に對する、我々子供を持つて居ります者は女の子にしろ男の子にしろ國家に御奉公させんが爲に我々は體格を具へた者を選びやうといふことを親として持つて居る氣持である、國民として均しく持つて居る心であります、之に對しまして當事者であるころの人は此の父兄の立場を能く御了解下さいまして、これは父兄の中にもセンからキリまでありまして一様には申されませんが負担するに多少なりとも負担の過重を感じてゐる方もなきにしもあらずといふことは私はいひ得るのであります、斯ういふ意味に於きまして國民保健に、兒童の健康の爲に此の費用がさうぞ聞食或はその他の營業に充てられるならば寧ろ大乗的に見まして、教育費の補助を受けるといふもつほけな考へをせずに大乗的にこういふことの解釋の下に計劃して頂きたいと思ひます、

(46)

○議長(矢彦澤平司君)その他御質問ございませんか、
○早瀬精一君 今の授業料の問題は更正豫算でござりますることも出来ないうえが充分御考慮願つて通常民會に御意見を出して頂きたいと思ひます、満足は頂く様にして頂く結構であります、授業料で考へつたのでありますが入學考査料に一千四百十圓の計上になつて居りますが、制度が變つて無試験入學になるに色々弊害が伴つて来るのぢやないか各方面で懸念されて居る様であります、入學考査に關しては多分學校も先生方も非常に多忙であり努力して居られるが此の努力は並大抵ぢやないと思ひます、尤も考査に對しては此の勞に對する報酬といふものを出す御意思はございませんか
○民團長(白井忠三君)目下考査料は無試験といつても考査するのですから取るのです
○早瀬精一君 それは取つても良いです
○民團長(白井忠三君)考査の仕事が増へたに申されませんか減つたに申しますかそれに依つて特に先生に別に補助を出すことは別に考へて居りませんがそれは今年やつてみて初めて分るのであります、答案を澤山考査されることより體力考査を常識考査といふことに手数が掛かるのでその邊實際やつてみなければ分りませんが何れ御説の様な非常に勞苦があるといふことでは何れが方法

(47)

を考へなければならぬと思ひますが今のころそれは考へて居りません、
○早瀬精一君 私はその意味ぢやありません、從來手数が掛つて居るが從來その事を考へて居らなかつた、無試験が掛るといふのでなくて今度は行けるかも知れない、ころが考査する體格検査、口頭試問に依つて學校生徒間に、多分に其處に、或は熾烈な運動が起るから、先手を打つて是等に對して無試験の考査をする試験官に對してこれ／＼の報酬を出すといふことになれば非常な好結果を來たしやしないかと思ひます、今迄それを思つて居りました、學校の入學前に先生は非常に骨を折りながら考査料を取つて居つても何等の報酬を考へて居らぬといふことを氣付いて居りましたが、此の點一つ御一考願つて何かを以て此の勞を拂うことを講じて頂ければ誠に結構な事存じます、
○民團長(白井忠三君)早瀬君の御意見として御主張なさるんでせうが、全般的に考へて斯ふいふことをやることは餘程慎重に考へなければならぬと思ひます、學校の先生が本來の任務をなさることに、それに特別年未賞與を出して居ります、入學考査するから俸給を別に、それに依つて弊害を防がうといふならば大變豫算を上げなければならぬ、(「御尤」)と呼ぶ者あり、私は御賛成申兼ねます
○古田治四郎君 今の中等學校の入學問題ですが私の實驗した結果を申し上げます、その前の施行規則に出て居りましたが、收容し得る人員に就て入學難が大分過重して居るので他から來る生徒

(48)

ハンデイキャップ付きで入學させられますか、ハンデイキャップをせられないかその點お伺ひたいと思ひます、
○民團長(白井忠三君)それは私達から答申申し上げ兼ねる問題であります、監督官廳で考査の方法に付て色々案があつて色々考査されるのであつて、自治體の民團で經營して居ります共、ハンデイキャップで當地の人間に優先的に入れることかどうかといふことを方針として決めることは出来まいと思ふ、突飛り主権の素質を基礎として決めて行く方針ぢやないかと思ひます、振落される人が多くなるならば學校を増やすか、學校を増やさなければならぬ、中學校は三、四年の中もう一つ要る様になつて来るのぢやないかと思ひます、考査の内容に付ては我々は一寸御返事申上げ兼ねます、
○古田治四郎君 以前天津に中等學校が無い時に私が天津の小學校の保護者會の幹事をして居りましたが當時私の子供は旅順の學校及び日學校に入れたのであります、その時は小學校長の内申があつたのであります、その内申を試験の結果は全然違つて居るのであります、現在は斯ういふ風な校長先生はらつしやらないと思ひますが先程お話しした様に此方から成績表を送るのを知りませんが小學校長の旅順女學校宛宛の子供に對する内申が非常に悪い、試験の結果は良いのであります、その當時は旅順の女學校、中學校では他から來る者は五階位高かつた、併しそれは巴むを得ないが、その方針になつてゐたのでありますその難關を突破して入學の喜びを得ま

した、今小学校長、受持調練に内申を正しく行はせられるかどうが疑問を持つのであります、民
團及び監督官廳に於て詮衡されるさいふならば非常に安心出来ます願へば校長の内申に依つて
左右せられることの無き様、或程度の内申を基礎として入學させられると思ひますが、これは尤
も監督官廳の方に於かれまして、嚴重に小學校長の内申のみに重點を置かれなくて、嚴重にやつ
て頂くことを今後の民團の爲め御参考までに申上げたと思ひます、

○議長(矢彦澤平司君)御質問でございますか大分論旨も盡きた様であります御異議なければ讀
會省略して可決致したいと思ひます

○議長(矢彦澤平司君)「賛成」を呼ぶ者あり

○議長(矢彦澤平司君)それでは御異議がないものと認め只今上程しました第五號議案から第十四
號議案まで可決確定致しました、朗讀を省略、議事日程第十五議案昭和十四年度業務復興資金特
別會計歳入出豫算案之を議題に上します、

○議長第十五昭和十四年度業務復興資金特別會計歳入出豫算案

○民團長(白井忠三君)これは御承知の通り進行して居ります四百萬圓の業務復興資金の借入手續
が済み貸付致しました場合此の豫算がないと取扱ひ出来ませんので下段に示した程度のものであ
りまして實際の數字は無論新年度一昭和十五年度豫算の時に委しいものが出る譯であります、今
月來月の二ヶ月を補ふべきものを總算して示したのであります、これが従來收入豫算の編成から

行きます四百萬圓といふのが頭に出ますが如何にも豫算額が危大なことは面白くありませんの
で旁々四百萬圓の資金確定といふものを示して居りますがその貸付けたものに依つて得る利息を
收入その他雜收入に足らん場合は一般會計から繰入れなければならぬ、斯ういふ三款の歳入に
分けて居る方に係の給與といふ様なものにして示したものであります、全く形式的な
ものであります(「異議なし」「賛成」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君)御異議ございませんか

○議長(矢彦澤平司君)それでは第十五號議案可決致します、之を以て閉會致します、

第一號議案から第十五號議案迄全部可決致しました、之を以て閉會致します、
(拍手起る)
閉會午後十時三十二分

昭和十五年第五十三次居留民會臨時會議事速記録附録

(一) 天津居留民團立學校教職員旅費支給條例

第一條 天津居留民團立學校教職員公務ノ爲旅行スルトキハ別表定ムル處ニ從ヒ願路ニ依リ旅費ヲ
支給ス但公務ノ都合又ハ不可抗力ノ爲願路ニヨリ難キ場合ハ最捷通路ニヨルヘシ

第二條 旅費ハ汽車賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、支度料、移轉料ノ七種トス

第三條 陸路又ハ水路ニヨリ旅行ニハ別表ニヨリ汽車賃、船賃又ハ里數ニ應シ車馬賃ヲ支給ス但里
數ノ端數ハ四捨五入トス

第四條 陸路ニヨリ日當ハ日數ニヨリ之ヲ支給ス但汽船中ノ宿泊ニハ宿泊料ヲ給セス民船中ノ宿
泊ニハ所定ノ半額ヲ支給ス

第五條 陸路ニヨリ未滿水陸十海里未滿ノ旅行ニハ日當ヲ給セス

第六條 旅行中私事ノ爲許可ヲ得テ滞在スルトキハ其ノ間一切ノ旅費ヲ給セス

第七條 特別ノ事由ニヨリ所定額ノ旅費ニテ支辦シ難キトキハ居留民團長ノ認定ニヨリ實費ヲ支給
スルコトヲ得

第八條 赴任者ニ對シテハ別表所定ノ旅費及支度料ヲ支給ス 但家族ナキモノノ支度料ハ所定額ノ
七割トス

第九條 出張、赴任又ハ退職ニ際シ其ノ事由ニ因リテハ居留民團長ノ認定ニヨリ所定額ニ據ラスシ
テ打切旅費ヲ支給スルコトアルヘシ

第十條 家族ヲ有スル赴任者又ハ退職者ニハ家族旅費トシテ家族(兩親、配偶者、子女)一人毎ニ
本人相當ノ旅費(日當、支度料ヲ除ク)ヲ支給ス但子女ニ對シテハ汽車汽船ノ規定ニヨル

赴任者ノ若任後一ケ年以内ニ來住セサル家族ニ對シテハ家族旅費ヲ給セス但病氣其ノ他ハムコト
ヲ得サル場合ハ此限リニアラス

第十一條 旅費其ノ他ヲ支給スル退職者トハ勤続三年以上ノ者及當該學校ノ廢校或休職滿期ニ依ル當
然退職者ニシテ三十日以内ニ出發歸國スル者ニ限リ新居住地ノ何地タルニ拘ラス本人本籍地迄ノ
旅程ニ應シ前職相當ノ旅費移轉料及家族旅費ヲ支給ス但新居住地カ中華民國滿洲國又ハ關東州内
ナルトキハ第八條ノ規定ニ據ルヘシ

第十二條 病氣其ノ他ハムコトヲ得サル場合ニハ前項ノ期日ヲ延長スルコトヲ得退職者ノ家族ニシテ退職當
時任地ニ在ラサルモノニ對シテハ家族旅費ヲ給セス

第十三條 退職者ニシテ家族ナキモノ若クハ任地ニ家族ヲ有セサルモノノ移轉料ハ所定額ノ七割トス

第十一條 在職中死亡シタルモノニ對シテハ勤続年限ニ拘ラス其ノ遺族ニ對シ本人ノ旅費、移轉料及家族旅費ニ相當スル金額ヲ支給ス
遺族ト認ムヘキモノナキトキハ遺族ヲ處置スル親近者一人ヲ遺族ト認定シテ之ニ支給ス
第十二條 勤続三年未滿ノ退職者及懲戒處分ニ因ル退職者ニハ勤続年限ノ如何ニ拘ラス一切ノ旅費ヲ給セス 但三年未滿ノ勤続者ト雖モ病氣其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因ル退職ノ場合居留民團長ハ第八條ノ規定ニ準シ打切旅費ヲ支給スルコトヲ得
第十三條 赴任ニ際シ旅費支度料家族旅費ヲ支給セラレタルモノニシテ勤続一年未滿ニシテ退職スルモノニ對シテハ支給旅費其ノ他ノ金額全二年未滿ノモノニハ其ノ半額ヲ返納セシム 但病氣其ノ他已ムコトヲ得サル場合ハ此限ニアラス
第十四條 旅費其ノ他ノ定額及支給資格區分等左ノ如シ

支給區分	汽車賃	汽船賃	車馬賃	日當	宿泊料	支度料又ハ移轉料
中等學校長	一等	一等	圓	八〇〇	圓	圓
小學校長、全心得	中國一等	一等	圓	六〇〇	圓	圓
主任教諭、訓導	其他二等	二等	圓	四〇〇	圓	圓
中等學校書記	二等	二等	圓	三〇〇	圓	圓

(54)

(53)

保、囑託、代用教員 三等 三等 一〇〇 七〇〇 一五〇〇
註 1. 二等船賃ヲ支給セラルモノニシテ二等室ノ設備ナキ場合ハ一等ノ最低賃金ヲ又特等並等ノ二階級ノモノトキハ特等賃金ヲ支給ス
2. 汽車賃ノ外急行券ヲ要ストキハ其ノ實費ヲ支給ス

(二) 復興資金特別會計條例中改正ノ件

復興資金特別會計條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
一、第二條ヲ左ノ通り改ム
第二條 本會計ニ於テハ貸付金ノ運用利殖金銀行預金利息其ノ他ノ附屬雜收入及借入資金中其年度ニ要スル償還資金ヲ歳入トシ本資金ノ運用ニ要スル經費運用損失金及償還元利金ヲ歳出トス
二、第三條中「資金助定」トアルヲ「本會計」ト改メ「天津總領事」トアルヲ「領事官」ト改ム
三、第四條ヲ削除ス
四、第五條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

(56)

(55)

第六條 本會計ノ決算書ニハ本資金ノ其ノ年度ニ於ケル收支計算書ト年度末ニ於ケル貸借對照表ヲ添附スヘシ
第七條 歲計剩餘金ハ之ヲ積立ツヘシ
積立金ハ領事官ノ認可アルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
(三) 西宮島街道路敷地、同附屬地及地上建物買收ノ件並ニ同地上建物買却ノ件
一、西宮島街道路敷地並ニ同附屬地約二十二畝三二テ買收シ又同地上所在家屋(延坪約五五〇坪)ヲ買收ノ上拂下スルコト
但買收並ニ賣却價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基クコト
(四) 新興路上所在土地讓渡ノ件
一、新興路上ニ所在セル土地一畝一七二テ壹千四百六十四錢也ノ價格ヲ以テ建設總署ニ讓渡スルコト

(五) 昭和十四年度居留民團歳入出追加更正豫算

歳入 經 常 部
一、壹百八拾七萬八千〇貳拾參圓也

歳出 經 常 部
一、貳百五拾六萬五千八百拾八圓也
計四百四拾四萬參千八百四拾壹圓也
一、壹百七拾六萬〇〇拾七圓也
一、貳百六拾八萬參千八百貳拾四圓也
計四百四拾四萬參千八百四拾壹圓也
歳入出差引殘金ナシ
(豫算表省略)

(六) 昭和十四年度退職給與基金特別會計歳入出追加更正豫算

歳入 追 加 更 正 豫 算 額
一、九萬八千七百五拾四圓也
計九萬八千七百五拾四圓也
歳出 追 加 更 正 豫 算 額
一、九萬八千七百五拾四圓也
計九萬八千七百五拾四圓也

計參拾五萬八千貳百圓也		出	
一、貳拾七萬八千壹百圓也	經	一、參拾七萬四千五百圓也	經
一、八萬壹百圓也	臨	計參拾七萬四千五百圓也	常
計參拾五萬八千貳百圓也	時	一、參拾六萬四千四百圓也	部
歲	部	一、壹萬壹百圓也	部
計參拾五萬八千貳百圓也	部	計參拾七萬四千五百圓也	部
(九) 昭和十四年度天津日本公立病院經營費特別會計歲入出追加更正豫算			
(豫算表省略)			
歲入出差引殘金ナシ			

計參拾五萬八千貳百圓也		入	
一、參拾五萬八千貳百圓也	經	一、壹百貳拾八萬九千八百六圓也	經
一、參拾五萬八千貳百圓也	常	計壹百貳拾八萬九千八百六圓也	常
一、參拾五萬八千貳百圓也	部	一、九拾九萬四千七百七拾八圓也	部
一、參拾五萬八千貳百圓也	部	一、貳拾九萬五千貳拾八圓也	部
一、參拾五萬八千貳百圓也	部	計壹百貳拾八萬九千八百六圓也	部
(八) 昭和十四年度水道事業特別會計歲入出追加更正豫算			
(豫算表省略)			
歲入出差引殘金ナシ			

計貳萬參千壹百圓也		入	
一、貳萬參千壹百圓也	經	一、八千七百參拾圓也	經
一、貳萬參千壹百圓也	臨	計八千七百參拾圓也	常
一、貳萬參千壹百圓也	時	一、八千七百參拾圓也	部
一、貳萬參千壹百圓也	部	計八千七百參拾圓也	部
一、貳萬參千壹百圓也	部	計八千七百參拾圓也	部
(十二) 昭和十四年度水災復興資金特別會計歲入出追加更正豫算			
(豫算表省略)			
歲入出差引殘金ナシ			

計拾七萬九千六百貳拾參圓也		入	
一、拾壹萬七千圓也	經	一、拾壹萬七千圓也	經
一、六萬貳千六百貳拾參圓也	臨	計拾七萬九千六百貳拾參圓也	常
一、六萬貳千六百貳拾參圓也	時	一、貳萬四千四百四拾圓也	部
一、六萬貳千六百貳拾參圓也	部	一、拾五萬五千壹百八拾參圓也	部
一、六萬貳千六百貳拾參圓也	部	計拾七萬九千六百貳拾參圓也	部
(十一) 昭和十四年度復興資金特別會計歲入出追加更正豫算			
(豫算表省略)			
歲入出差引殘金ナシ			

(62)

<p>(十三) 昭和十四年水害費特別會計歲入出追加更正豫算</p> <p>(豫算表省略)</p> <p>一、歲入 四拾六萬六千九百拾六圓也</p> <p>二、歲出 四拾六萬六千九百拾六圓也</p> <p>歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算表省略)</p> <p>(十四) 昭和十四年水害復舊費特別會計歲入出追加更正豫算</p> <p>一、歲入 七拾四萬九千八拾圓也</p> <p>二、歲出 七拾四萬九千八拾圓也</p> <p>歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算表省略)</p>	<p>(十五) 昭和十四年度業務復興資金特別會計歲入出豫算</p> <p>一、歲入 六拾五萬圓也</p> <p>計六拾五萬圓也</p> <p>歲出 六拾五萬圓也</p> <p>計六拾五萬圓也</p> <p>歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算表省略)</p>
--	---

(63)

<p>昭和十五年第五十三次居留民會臨時會要錄</p> <p>一、議員 二十六名</p> <p>一、會期 一日(昭和十五年二月二十六日)</p> <p>一、會場 天津日本高等女學校講堂</p> <p>一、成績 續 省 略</p> <p>一、議長及會議係</p>	<table border="0"> <tr> <td>議長</td> <td>矢彦澤平</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>龜澤省朝</td> </tr> <tr> <td>民團長</td> <td>白井忠三</td> </tr> <tr> <td>書記</td> <td>木下權四郎</td> </tr> <tr> <td>速記</td> <td>笠井新一郎</td> </tr> <tr> <td>全</td> <td>岡部重憲</td> </tr> </table>	議長	矢彦澤平	副議長	龜澤省朝	民團長	白井忠三	書記	木下權四郎	速記	笠井新一郎	全	岡部重憲
議長	矢彦澤平												
副議長	龜澤省朝												
民團長	白井忠三												
書記	木下權四郎												
速記	笠井新一郎												
全	岡部重憲												